

令和7年度関東東北産業保安監督部東北支部における地下倉庫等
LED照明器具調達及び交換作業に係る請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

令和7年11月7日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 小林 学

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

令和7年度関東東北産業保安監督部東北支部における地下倉庫等 LED 照明器具調達及び交換作業

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書による

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

(1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、令和7・8・9年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において、「物品の販売」若しくは「役務の提供等」が、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。

(2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者。

(4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(5) 仕様書「4. (4) ア)」に掲げる作業員名簿等を提出する際に、照明器具交換作業を行う者の第1種電気工事士免状又は認定電気工事従事者認定証の写しを提出することを確約できる者。

3. 事前提出資料

見積書の提出を希望する者は、次の書類を提出し、競争参加資格の有無や、交換を想定している LED 照明器具等が、仕様書を満たしているか等の、担当者の確認を受けなければならない。

(1) 事前に提出する必要がある資料

ア 2. (1)に掲げる競争参加資格証明書の写し

(ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書

提出時は不要とする。)

- イ 『(様式) LED照明器具交換想定』を参照し、現行、設置されている蛍光照明器具等との交換を想定しているLED照明器具、LED非常灯を記載した資料。
- ウ イに記載されたLED照明器具等が、仕様書に定める性能等を満たしていることを証明する資料(カタログ等)。

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス宛てに、電子メールの添付ファイルとして送付すること。
※電子調達システムの「証明書・提案書等提出」機能は使用しないこと。

(3) 提出先

東北経済産業局総務企画部会計課

E-MAIL : bzl-thk-kaikei@meti.go.jp

(4) 提出期限

令和7年11月19日(水曜日) 12時00分

(5) 確認の結果

確認の結果、担当者が仕様書に定める性能等を満たしているとはいえないと判断した場合は、

令和7年11月21日(金曜日) 17時00分

までに、伝えることとする。この場合は、見積書の提出はできない。

なお、期日までに連絡がなかった場合は、性能等を満たしていると確認がなされたと判断して構わない。

4. 現場確認

事前に現行の蛍光照明器具の設置状況の確認を希望する場合、

令和7年11月12日(水曜日) ~ 11月14日(金曜日) 9時30分~17時00分

において、担当者の都合が許す限り、受け付けることとする。その際、事前に担当者に申し込むこと。

なお、見積書提出にあたって、現場確認は必須とはしない。

(申込先)

関東東北産業保安監督部東北支部管理課

電話 : 022-221-4943

E-MAIL : bzl-thk-kanri@meti.go.jp

担当者 : 工藤、小日向

5. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話または電子メールの受付とし、電話での受付時間は次のとおりとする。

9時30分から12時00分、13時30分から16時30分(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

関東東北産業保安監督部東北支部管理課

電話 022-221-4943

E-MAIL : bzl-thk-kanri@meti.go.jp

(3)事前提出資料、見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

E-MAIL : bzl-thk-kaikei@meti.go.jp

6. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年11月26日（水曜日）12時00分まで

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101/>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電話 022-221-4869

※郵送により見積書等を提出する場合は、その旨を電話により調度係に連絡すること。

(3) 提出する書類

ア 見積書

イ 事前に提出した3.(1)イに掲げる交換を想定しているLED照明器具等を記載した資料に掲載した器具等の単価と数量、調光、リモコン関連費用、取付費、その他の諸経費を盛り込んだ見積内訳書（様式は任意）。当該見積内訳書には、税抜き価格と税込み価格の双方を記載すること。

※LED照明器具等は、事前に確認を受けたものと、同一でなければならない。

ウ 別添「情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書」

(4) 見積書に関する注意事項

ア 紙での見積書提出に際しては見積書の様式は任意とするが、

i) 法人の場合は法人名及び代表者氏名を記載すること。

ii) 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

iii) 税抜き価格と税込み価格の双方を記載すること。

イ 電子調達システムでの見積書提出に際しては、システムにて税抜き価格を設定し提出すること。また、(3)イに掲げる見積内訳書も添付すること。

7. 電子調達システムの利用

・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。

・ただし、紙による提出も可とする。

8. その他

- ・本件は、請書の提出を要する。
- ・請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、総価が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・受注した場合の支払いは、全ての業務が完了した後に銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

(別添)

甲：東北経済産業局総務企画部会計課長 殿

作成年月日： 年 月 日

情報セキュリティの確保・個人情報の取扱い等に関する同意書

乙：〇〇〇〇株式会社

下記の事項に同意し、甲の指示があったときにその指示に従いますので、見積書を提出いたします。

記

1. 仕様書の内容及び東北経済産業局役務請負契約条項の情報セキュリティの確保（第16条）及び個人情報の取扱い（第17条）（※1）を遵守すること。

(参考)

ア. 東北経済産業局役務請負契約条項（印刷製造、その他物品製造含む）

https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025_ukeoi_r7-bk-1.pdf

東北経済産業局役務請負契約条項（コンテンツバイドール版）

https://www.tohoku.meti.go.jp/kaikei/format/downloadfiles/2025_ukeoi_r7-ekcb-1.pdf

イ. 経済産業省情報セキュリティ管理規程

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kanri_kitei.pdf

ウ. 経済産業省情報セキュリティ対策基準

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/taisaku_kijun.pdf

エ. 経済産業省個人情報保護管理規程

<https://www.meti.go.jp/policy/kojinjyohohogo/kitei.pdf>

（※1）東北経済産業局役務請負契約条項・コンテンツバイドール版の場合には契約条項第26条及び第27条を指す。

令和 7 年 1 月 ○○ 日

L E D 照明器具交換想定

事業者名 :

① 非常灯と交換を想定している製品

現行設置数：地下 1 : 1 台 | 地下 2 : 1 台

※現行設置されている非常灯は、FLR40W 2 灯式と一体となっているが、LEDに交換するにあたっては、一体型にこだわらない。適切に設置、配線できるのならば、非常灯と照明器具を分離設置しても構わない。

メーカー名

製品名

型番

設置数

② FLR40W 1 灯式と交換を想定している製品

現行設置数：地下 1 : 4 台 | 地下 2 : 0 台

メーカー名

製品名

型番

設置数

③ FLR40W 2 灯式と交換を想定している製品

現行設置数：地下 1 : 3 台 | 地下 2 : 3 台

メーカー名

製品名

型番

設置数

④ FLR40W 2 灯式 吊り下げタイプ と交換を想定している製品

現行設置数：地下 1 : 2 台 | 地下 2 : 0 台

メーカー名

製品名

型番

設置数

この様式の MS-WORD ファイルが必要な場合は、東北経済産業局会計課へ連絡のこと。

令和7年度 関東東北産業保安監督部東北支部における 地下倉庫等LED照明器具調達及び交換作業 仕様書

関東東北産業保安監督部 東北支部

1. 内容

関東東北産業保安監督部東北支部（以下、「当支部」という。）の照明器具のうち、蛍光管を使用している箇所について照明器具のLED化（照明器具等を納品し交換作業）を実施するもの。

2. 契約期間

契約締結日から令和8年3月末日までとする。

なお、作業は当支部職員の立会の下、当支部の執務に影響のない日に行うこととし、休日・夜間を含め、当支部の担当者と十分協議して日程を決定すること。

3. 納品及び作業実施場所

関東東北産業保安監督部東北支部

（所在地：仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 地下1～2階）

4. 一般適用事項

（1）請負者の責務

請負者は、善良な管理者の注意をもって関東東北産業保安監督部 東北支部 管理課（以下「担当課」という。）担当者の指示の下、本仕様書に記載された業務の実施にあたること。

なお、善良な管理者とは、作業ほか全てにおいて最良な品質に最善を尽くすことであり、本仕様書は最低限の定めと理解し作業を行うこと。また、以下の点についても担当者の指示に基づき行うこと。

ア) 請負者は、作業責任者を定め、担当課に報告し了承を得ること。履行期間中は関係法令を遵守し、安全に配慮すること。また、作業の実施日は担当課と調整の上、決定すること。

イ) 作業責任者は担当課と連絡を密にし、作業中は作業員を指揮し作業状況を把握とともに、遗漏のないよう務めること。

ウ) 仕様書の内容を十分に理解し作業を進めること。なお、完了した作業内容がその目的にそぐわない場合は、全て請負者の責任において無償で目的に則したものと交換等を実施すること。

エ) 作業終了後は、当該作業に関する部分の片付け及び清掃を行うこと。また、十分に点検を行い、異常のないことを確認すること。

オ) 請負者は、作業遂行上知り得た秘密を法令で定める場合を除き第三者に漏らしてはならない。これは、契約満了後及び契約の解除後においても同様とする。

（2）建物等への損害予防措置

- ア) 作業に当たっては、人員・施設・備品等に損害を与えないように必要な措置（適切な養生等）を行い、かつ、作業実施に関して最大限に注意を払うこと。
 - イ) 人員・施設・備品等に損害を与えたときまたは損害を与えるおそれのあるときは、直ちに担当課の指示を受け、請負者の責任においてこれに対処すること。なお、緊急時等やむを得ないときは直ちに必要な措置を行い、事後遅滞なく担当課に報告し指示を受けること。
 - ウ) 施設、備品等の損傷に係る原状回復については、担当課の指示に従うとともに、請負者の費用負担において原状回復等を行うこと。

（3）仕様書及び作業内容に関する疑義等

本仕様書、作業内容等について、当初見込まれなかった疑義が生じた場合には、請負者は担当課と協議を行い問題の解決を行うこと。

（4）作業報告書等の提出

- ア) 契約締結後、工事着手日の概ね2週間前までに作業員名簿等を提出すること。
- イ) 工事完了後、以下の書類を含む完成図書をそれぞれ2部、担当課に提出すること。提出にあたっては、ファイル等に綴り、各書類間にインデックスを付すこと。
 - ・完了届（任意様式）
 - ・作業写真（各フロアとも作業前・作業中・作業後）
 - ・保証書
 - ・納品書（任意様式）
 - ・照度試験結果
 - ・廃棄物関連書類
 - ・照明及び操作器具の点灯・消灯・調光エリア設定資料及び設定変更方法資料（任意様式）
 - ・その他、施工状況確認に必要な書類及び今後の維持管理に必要な書類 等
 - ・なお、保証書等原本が1部しかないものについては、1部を原本、1部を写しでも可とする。

5. 納入物及び作業内容等

具体的な照明器具の交換・設置場所等については図面を参照し、蛍光管LED化作業、非常灯設置作業及び分電盤等の付随する施工作業を実施すること。

（照明設置工事）

（1）現地試験

- ア) 照度を作業前及び作業後に測定し報告書に添付すること。
- イ) 作業後に当該照明回路等の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良がないことを確認すること。

（2）設置及び撤去

- ア) 既設蛍光灯を撤去した上、LED照明器具等の設置を適切に行い、即時使用出来る状態

にすること。

- イ) 関連既設設備については可能な限り流用すること。
 - ウ) 撤去した既設蛍光灯等は、関係法令等に基づき適切に処分すること。
 - エ) 作業中に発生した毀損に係る補修は、全て請負者の負担とする。
- (性能等)
- ア) 定格寿命は 40,000 時間以上とする（光束維持率 70% を寿命とする）。
 - イ) 既存設備に設置個所に設置可能な照明器具とすること。照明器具については、光色は昼白色、色温度は 5000K、電圧は 200V／100V ボルトフリーを基本とする。
 - ウ) 品質確保の観点から照明器具、LED 照明器具については、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」または「ダウンライト形」に登録対応機種を持つ、信頼できるメーカーの製品を選定すること。
 - エ) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に適合した製品または環境に配慮された製品であること。
 - オ) CISPR15（電磁波妨害対策）に適合した製品であること。
 - カ) 製品保証期間は 2 年以上とする。
 - キ) LED 照明の LED 素子その他に関する特許侵害について現在係争中の製品でないこと。
 - ク) 国際標準化機構（ISO）による品質または環境における何らかの認証を取得した工場で製造・組み立てられた製品であること。
 - ケ) 設置する照明器具については、点灯・消灯・調光が可能とし、適切に省エネが可能な状態とすること。また、点灯・消灯・調光については、リモコン等の操作器具により簡便に操作でき、かつ、無線器具の場合、適切なチャンネル設定を行えるものであること。
 - コ) 納品する照明器具については、中古品の納入は不可とする。

6. 作業条件等

- (1) 作業は原則、日中（8:30～17:00）とするが、必要に応じ夜間作業を実施する場合は担当課との協議の上実施すること。
- (2) 作業場所の照明回路のブレーカーを確認し、必ず「切」に切り替え、電圧が加わっていないことを確認してから作業を行うこと。
- (3) 施工後は前述のとおり、当該照明回路等の絶縁測定を実施し、異常がないことを確認し、試験点灯、調光機能等の確認等を実施すること。
- (4) 施工前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には担当課に報告し協議を行うこと。
- (5) 上記のほか、本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に基づき、作業すること。

7. 完成検査

- (1) 作業は、当支部検査員の検査の合格をもって完了とする。
- (2) 完成検査の結果、工事不良によると認められる事象が発生の場合は速やかに無償にて調整・修理等を行うこと。

8. その他

- (1) 本契約開始後、障害発生時の窓口は請負者に一本化し、誠意を持って対応すること。
- (2) 本契約に伴って発生した軽微な作業及び補修等については、本契約の範囲内とし、請負者の負担において実施すること。
- (3) 作業中にP C Bを使用している安定器を発見した場合には担当課へ報告すること。
- (4) 本契約に関して生じた瑕疵の回復に係る諸費用は請負者が負担すること。
- (5) 本契約に関して生じた不具合については、対応した日付、対応者、原因、措置内容がわかる報告書を担当課に提出すること。
- (6) 本契履行に伴い、消防署等役所への届出等が必要な場合には、担当課と協議の上、請負者が行うこと。
- (7) 本作業に起因して庁舎運営等に障害が発生した場合は各システム運用事業者等の関係事業者において障害を解決させるために発生した費用を全て負担すること。

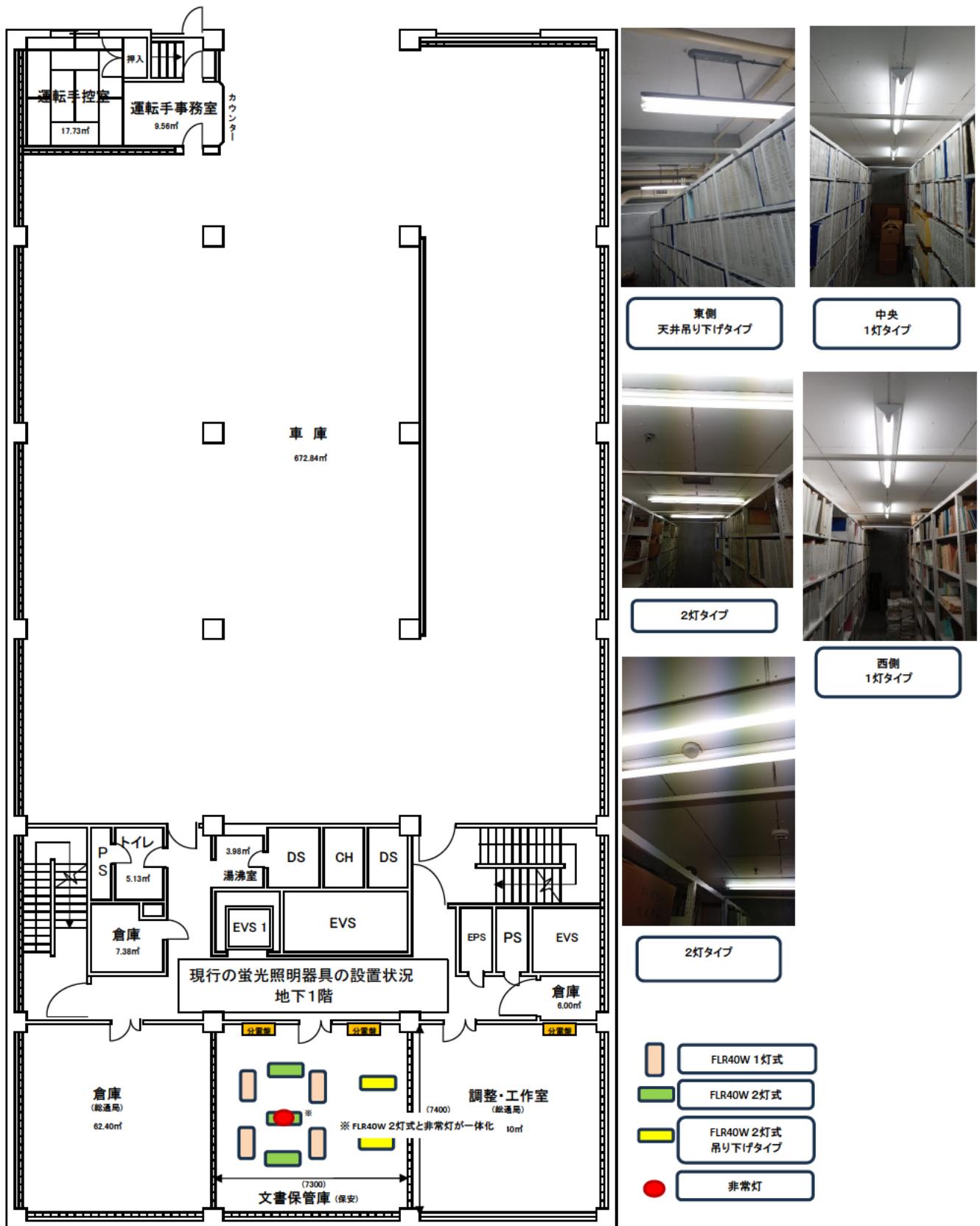
9. 担当

関東東北産業保安監督部 東北支部 管理課

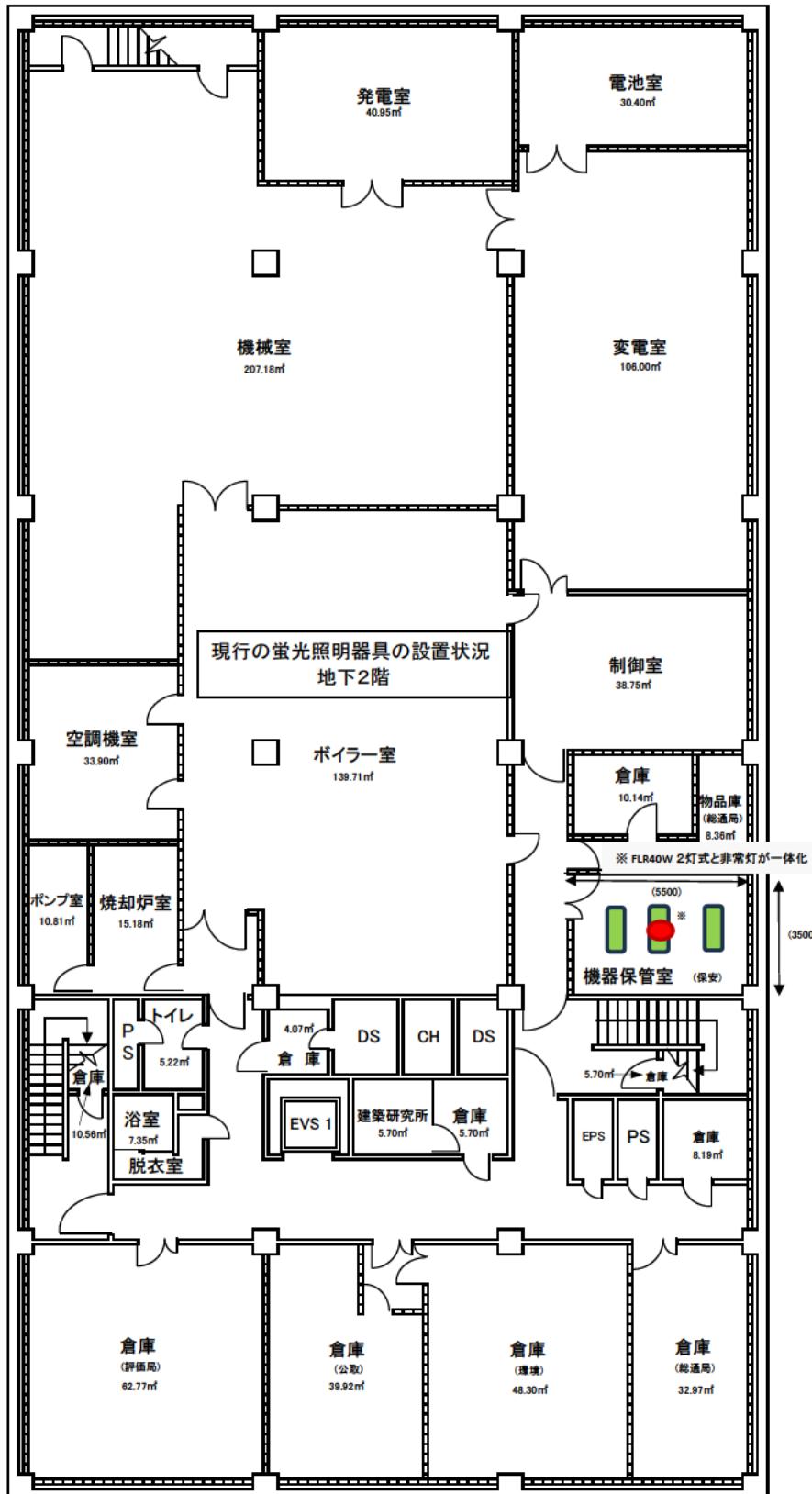
担当者：工藤、小日向

電話：022-221-4943

以上



地下1階 平面図



地下2階 機器保管室 照明

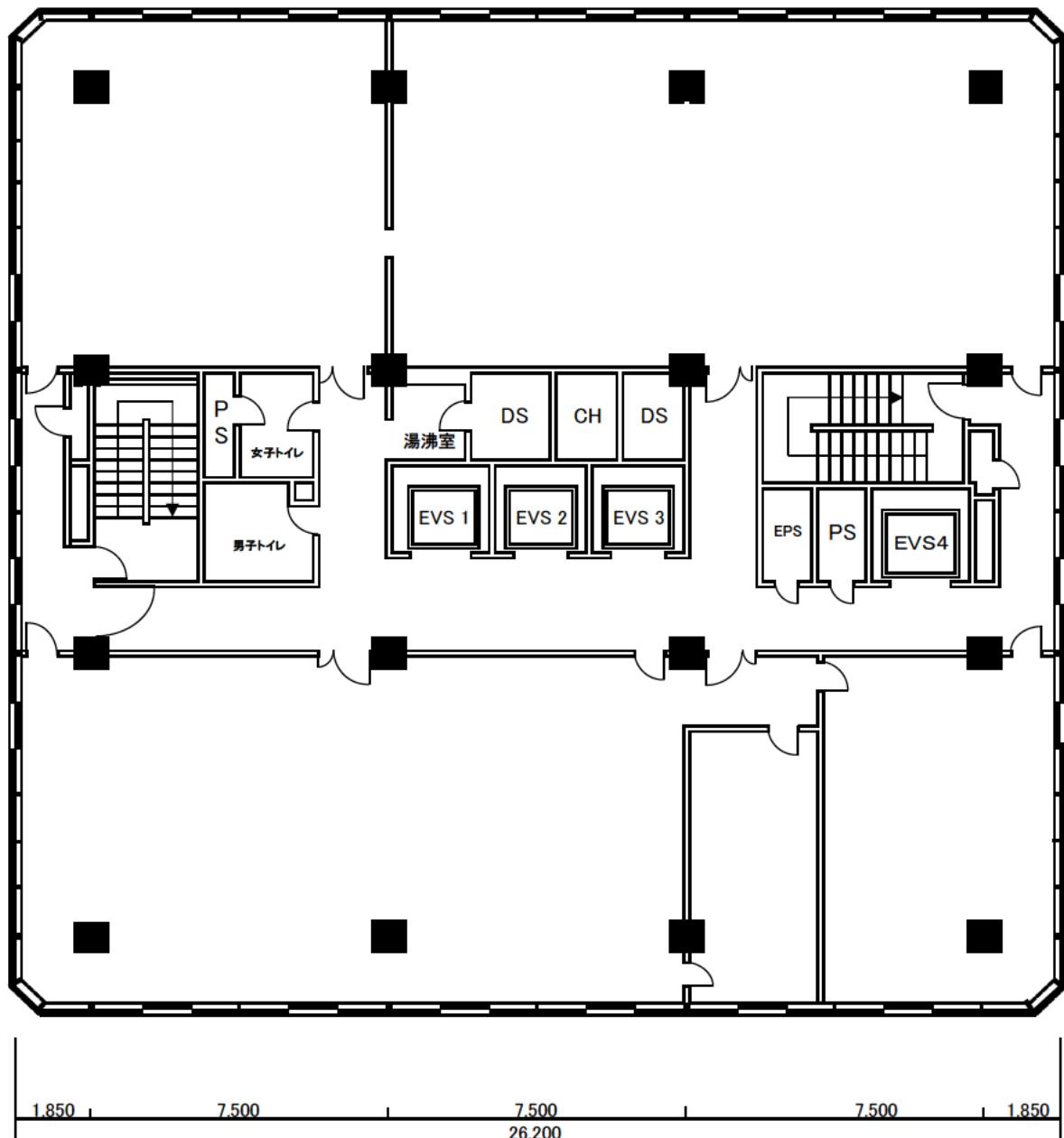


地下2階 非常灯



地下2階 機器保管室 照明

地下2階 平面図



階 平面図

